

# 令和6年度江戸川区立小岩第四中学校いじめ防止基本方針

江戸川区立小岩第四中学校

この方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条により、江戸川区立小岩第四中学校（以下「本校」という）のすべての生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、「いじめ問題」を根絶することを目指して策定するものである。

なお、本方針は必要に応じて適宜見直しを図るものとする。

## 1 いじめ防止に向けた基本理念

いじめは、重大な人権侵害であり、許されない行為である。本校では、すべての生徒をいじめに向かわせないための取組を全教職員が推進するため、以下を基本理念とする。

### ○ いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身に苦痛を感じているものをいう。

- (1) いじめが、どの生徒にも起こり得るという事実を踏まえ、いじめの未然防止を図りつつ、いじめの発生、又はその兆候を見逃さず、迅速かつ適切に対処する。
- (2) いじめは人間の尊厳を害するとともに、犯罪その他重大な人権侵害となる得る行為を含むものであり、決してしてはならないものであることを生徒が認識できるように、その情操と道徳心を培い、規範意識を養い、及び自尊心を育む。
- (3) いじめに関する事案への対処においては、当該いじめを受けた生徒の生命を保護すること及び、いじめによりその心身に受けた影響からの回復を図ることが特に重要であることを認識する。
- (4) いじめがあった際には、いじめを受けた生徒の立場に立ち、かつ、その置かれている状況に応じ、最大限に必要な配慮をする。また、いじめを行った生徒については、その行為を繰り返すことがないよう十分な反省を求め、更生を促すため、毅然とした対応をとる。
- (5) いじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒の保護者にその事実と指導の経過

等を伝え、学校と保護者で連携しながら対処する。

## 2 いじめ対策のための校内組織の設置

校長、副校長、生活指導主任、教務主任、進路指導主任、各学年主任、日本語学級主任、養護教諭からなる、いじめ防止等の対策のための校内組織「いじめ対策委員会」（以下「対策委員会」という）を設置する。

## 3 いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する取組

### (1) 学校全体としての取組

		生徒に直接かかわる取組内容	家庭での取組内容(例)	
いじめの未然防止		<ul style="list-style-type: none"> <li>○個々の価値観等の理解(道徳・特別活動・総合)</li> <li>○道徳教育の充実(人権教育、情報モラル)</li> <li>○正しい判断力の育成(道徳・特別活動・総合)</li> <li>○奉仕的体験活動への積極的取組</li> <li>○生徒会の「いじめ撲滅宣言」等による主体的な取組への積極的支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○携帯電話、インターネット、ゲーム等の約束づくり</li> <li>○生活の様々な機会を通し、善悪の判断を育成</li> <li>○地域での様々な体験への参加</li> </ul>	
いじめの早期発見		<ul style="list-style-type: none"> <li>○集団への適応が苦手な生徒への支援</li> <li>○個別面談や児童対象のアンケートによる情報収集(ふれあい月間:6月・10月・2月)</li> <li>○文房具等の持ち物にいたずらや紛失があった際の即時対応と原因追究</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○日常的、積極的な子どもとの会話</li> <li>○服装の汚れや乱れ、ケガのチェック</li> <li>○子どもの持ち物や金銭の紛失又は増加への気付きと原因の追究</li> </ul>	
いじめの早期対応	暴力を伴ういじめ	いじめを受けた側	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本人や周囲からの聞き取りによる、身体的・精神的な被害の的確な把握、迅速な初期対応</li> <li>○休み時間や登下校時の教師による見回りなど被害が継続しない体制づくり</li> <li>○いじめの原因や背景の調査による根本的解決</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことによる事実や心情の把握</li> <li>○問題解決に向けた学校の方針への理解と協力</li> </ul>
		いじめを行った側	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止</li> <li>○いじめの原因や背景の調査による根本的解決</li> <li>○スクールカウンセラー、関係機関(警察、児童相談所等)との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめを受けた生徒を守ることを最優先とすることへの理解</li> <li>○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと</li> <li>○子どもの過ちをただす、保護者としての毅然とした態度</li> <li>○被害生徒・保護者への適切な対応(謝罪等)</li> </ul>
	暴力を伴わないいじめ	いじめを受けた側	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本人や周囲からの聞き取りによる、精神的な被害の的確な把握、迅速な初期対応</li> <li>○休み時間や登下校時にも教師による見回りを行うなど被害が継続しない体制づくり</li> <li>○いじめの原因や背景の調査による根本的解決</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことによる事実や心情の把握</li> <li>○問題解決に向けた学校の方針への理解と協力</li> </ul>
		いじめを行った側	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止</li> <li>○いじめの原因や背景の調査による根本的解決</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめを受けた生徒を守ることを最優先にすることの理解</li> <li>○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと</li> </ul>

		○関係機関(教育相談、カウンセラー等)との連携	○子どもの過ちをただす、保護者としての毅然とした態度 ○被害生徒・保護者への適切な対応(謝罪等)
行為のわがりにくいいじめ	いじめを受けた側	○苦しい気持ちへの共感と、「いじめから全力で守る」ことの約束 ○本人や周囲からの聞き取りによる、つらさの的確な把握、迅速な初期対応 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決	○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことでの事実や心情の把握 ○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
	いじめを行った側	○事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○関係機関(カウンセラー等)との連携	○いじめを受けた生徒を守ることを最優先にすることへの理解 ○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと
周囲の生徒(傍観者)		○傍観することがいじめに加担することと同じであること、いじめを受けた生徒の心情の理解 ○言いなりにならず、自分の意思で行動することの大切さの指導	○いじめに気付いた場合、傍観者とならず学校や保護者に通告できるように指導 ○どんな場合でもいじめの側や傍観者にならない強い意志を育成

## (2) 家庭や地域との連携

各家庭(PTA)での取組	○子どもに関心をもち、寂しさやストレスに気付くことのできるような教育講演会等の実施 ○子どものがんばりをしっかり認めて褒めること、「ならぬことはならぬ」とはっきりとしかることの実践 ○父親の子育てへの積極的参加
地域での取組	○子どもたちへの積極的なあいさつと声かけの依頼 ○公園等ではいじめを疑われる行為を受けている子どもへの積極的な声かけと学校(保護者)への連絡

## 4 重大事態への対応

### ○ 重大事態とは

- ① いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(いじめ防止対策推進法第28条)

- (1) 重大事態が発生した場合には、速やかに江戸川区教育委員会に報告し、協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (2) 上記組織を中心として事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (3) いじめを受けた生徒及び保護者に調査に係る重大事態の事実関係等、必要な情報を適切に提供する。